資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令（案）に対する意見公募の結果について

令和８年３月３０日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙１のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正は別紙２のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年２月１０日（火）～令和８年３月１１日（水）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：４件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙１のとおり

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課
ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

【別紙１】御意見とそれに対する考え方

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令第二条柱書きについて、「次の各号に掲げるもの」とあるが、同項において「当該各号」の引用等を行っていないため、単に「次に掲げるもの」とするのが適切ではないか。	「次の各号に掲げるもの」が記載された条文において、必ず「当該各号」の引用を行わなければならないわけではないため、原案を維持させていただきます。
2	今回の省令案において、飲食料品（飲料 PET ボトル除く）用等の容器包装は脱炭素化再生資源利用促進製品の対象から除外されているが、令和７年８月１２日の産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会資料では、「今回指定する３製品（自動車、家電、容器包装）以外についても、回収体制や再生資源利用の技術的可能性等を踏まえて追加検討していく。特に食品容器包装については、容器包装全体に占める割合が大きいことから、食品業界の実態を踏まえつつ、議論していく。」とされているところ、今後の議論に当たっては、資源循環経済小委員会に食品関係の事業者団体等を委員に加えるか、ヒアリングを行う等、食品業界の意見を聞くことに加え、食品業界のみならず、食品容器包装向けの再生プラスチックについて科学的根拠等に基づく供給可能性・実態等を幅広く、かつ、十分踏まえた上で行うようにしていただきたい。また、再生プラ利用ができるような技術開発・支援を積極的に進めていただきたい。 さらに、同小委員会資料では、脱炭素化再生資源の指定要件の一つとして、「技術的・経済的に再生資源の利用が可能ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること。」とされているが、現実的な事業として成り立つためには、むしろ、原料となる廃プラスチックが量的・質的に安定供給されなければ、再生資源利用のための技術的・経済的課題は解決されないことにご留意いただき、安定的な原料確保の実現に向けた仕組みづくりの取り組みも進めていただきたい。	指定脱炭素化再生資源利用促進製品として対象となるプラスチック製容器包装については、ご指摘のご意見も参考にしながら、必要に応じて議論を進めていく予定です。なお、食品用プラスチック容器包装については、食品業界の実態を踏まえつつ、供給と需要の両面から再生プラスチックの量・質・コストの課題に対応するため、農林水産省が設置する「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」において、プラスチック再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向を官民で戦略的に議論・検討を行っていることも踏まえ、農林水産省とともにしっかり議論を行っていきます。
3	プラスチック製の容器とする商品を規定する第 1 条第 10 項に「容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの」が挙げられている。その他これらに類するものの内容を明確にすることをお願いしたい。第 2 条第 2 項にラベルという文言があることから、その他の中にラベルは含まれるという認識でよいか？	容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するものとは、容器の開口部を閉じたり覆ったりするためのものであって、容器の中身が外に出ないようにする、ほこり・異物などが入ることを防ぐ等の機能を有するものになり

	プラスチック製の容器にラベルが含まれる場合、対象となるラベルに特定の要件はあるか？　容器包装リサイクル法では、容器包装に該当するラベルには要件（ラベルによる被覆率など）が定められている。	ます。 また、プラスチック製のラベルについては、原則、商品を包むのに要する最低面積の１／２を超えるものがプラスチック製容器包装に該当します。
4	第 2 条に除外規定があり、指定 PET ボトル本体及びそれらの栓、ふた、キャップその他これらに類するもの並びに当該容器の側部にはるラベルは除外の対象となっている。食品用途として区別しているのかもしれないが、材質が PET 以外のボトルやカップもあるため、公平性という観点から疑問がある。指定 PET ボトルに限って除外とする理由を説明していただきたい。	いわゆる指定 PET ボトルについては、多くの自治体等で分別排出・回収が行われ、また、再生資源利用の技術が確立されているなど、再生材の利用に関して体制が整っているため、プラスチック製容器包装から除かれるものから除くこととします。

【別紙２】意見募集を実施した際の省令（案）からの修正

	修正箇所	修正内容	備考
1	第１条本文	「次に掲げるもの」について、明確化のために「次の各号に掲げるもの」と修正。	技術的修正
2	第２条第１号イ	「酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であって」とすべきところ、「酒類を含む。以下同じ。）であって、」となっていたため修正。	技術的修正
3	第２条第１号イ及び第２号	「充塡されたもの」、「充塡した」とすべきところ、「充填されたもの」、「充填した」となっていたため修正。	技術的修正
4	第２条第１号イ（(3)）	「酒類」とすべきところ、「酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。（ⅱ）において同じ。）」となっていたため修正。	技術的修正
5	第２条第２号	「並びに」を「及び」に、「はる」を「貼る」に修正。	技術的修正
6	附則	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」とすべきところ、「この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。」となっていたため修正。	技術的修正